



# 鳥取県公報

平成 30 年 1 月 23 日 (火)  
第 8 9 6 9 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 告 示	生活保護法による指定介護機関の変更の届出 (34) (福祉監査指導課) . . . . . 2
	県道の区域の変更 (35) (道路企画課) . . . . . 8
	鳥取県附属機関条例第 2 条第 3 項の附属機関 (36) (空港港湾課) . . . . . 8
	収入証紙の小売りさばき人の指定の廃止 (37) (会計指導課) . . . . . 8
	収入証紙の小売りさばき人の届出事項の変更 (38) (〃) . . . . . 8
◇ 教委告示	定例教育委員会の招集 (1) (教育総務課) . . . . . 9
◇ 公 告	飼料の試験の結果の公表 (畜産課) . . . . . 9
	猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習の開催 (警察本部生活安全企画課) . . . . . 9

# 告 示

## 鳥取県告示第34号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（第54条の2第4項において準用する場合及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から居宅介護事業者、居宅介護支援事業者、特定福祉用具販売事業者、介護予防事業者、特定介護予防福祉用具販売事業者及び介護予防・日常生活支援事業者の名称及び主たる事務所の所在地並びに居宅介護事業所、特定福祉用具販売事業所、介護予防事業所及び特定介護予防福祉用具販売事業所の名称及び所在地を変更した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

平成30年1月23日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 1 居宅介護事業者

名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	居宅介護事業の種類	変更年月日
株式会社ハピネライフケア	米子市錦町三丁目77	ハピネヘルパーステーション	米子市米原七丁目2-21	訪問介護	平成19年12月25日
〃	〃	〃	米子市米原七丁目2-18	〃	平成24年3月23日
〃	米子市目久美町34-12	〃	〃	〃	平成27年1月22日
株式会社ハピネライフー光	三重県津市西丸之内36-25	〃	〃	〃	平成29年9月1日
〃	〃	ヘルパーステーション・ハッピー米子	米子市皆生温泉三丁目15-50	〃	〃
株式会社ハピネライフケア	米子市錦町三丁目77	ハピネ訪問入浴センター	米子市彦名町2078	訪問入浴介護	平成19年12月25日
〃	米子市目久美町34-12	〃	〃	〃	平成27年1月22日
株式会社ハピネライフー光	三重県津市西丸之内36-25	〃	〃	〃	平成29年9月1日
株式会社ハピネライフケア	米子市錦町三丁目77	ハピネデイサービスセンター	米子市久米町200	通所介護	平成19年12月25日
〃	米子市目久美町34-12	〃	〃	〃	平成27年1月22日
株式会社ハピネライフー光	三重県津市西丸之内36-25	〃	〃	〃	平成29年9月1日
株式会社ハピネライフケア	米子市錦町三丁目77	デイサービスセンター高砂	米子市彦名町2078	〃	平成19年12月25日
〃	〃	ハピネデイサービスセンター	米子市両三柳2066-1	〃	平成24年4月1日

		一両三柳			
〃	米子市目久美町 34-12	〃	〃	〃	平成27年1 月22日
株式会社ハピ ネライフー光	三重県津市西丸 之内36-25	〃	〃	〃	平成29年9 月1日
株式会社ハピ ネライフケア	米子市錦町三丁 目77	ハピネデイサ ービスセンタ ー皆生	米子市皆生新田二 丁目1-9	〃	平成19年12 月25日
〃	〃	ハピネデイサ ービスセンタ ーはくほう	米子市皆生温泉三 丁目15-50	〃	平成25年11 月1日
〃	米子市目久美町 34-12	〃	〃	〃	平成27年1 月22日
株式会社ハピ ネライフー光	三重県津市西丸 之内36-25	〃	〃	〃	平成29年9 月1日
株式会社ハピ ネライフケア	米子市目久美町 34-12	ハピネリハビ リテーション 颯	米子市米原七丁目 2-18	〃	平成27年1 月22日
株式会社ハピ ネライフー光	三重県津市西丸 之内36-25	〃	〃	地域密着型通所介 護	平成29年9 月1日
株式会社ハピ ネライフケア	米子市錦町三丁 目77	ケアホームは あとピア	米子市久米町200	短期入所生活介護	平成19年12 月25日
〃	米子市目久美町 34-12	〃	〃	〃	平成27年1 月22日
株式会社ハピ ネライフー光	三重県津市西丸 之内36-25	〃	〃	〃	平成29年9 月1日
株式会社ハピ ネライフケア	米子市錦町三丁 目77	ハピネライフ ケア鳥取営業 所	鳥取市浜坂315- 2	福祉用具貸与	平成19年12 月25日
〃	〃	ハピネライフ ケア鳥取支社	〃	〃	平成21年4 月1日
〃	米子市目久美町 34-12	〃	〃	〃	平成27年1 月22日
株式会社ハピ ネライフー光	三重県津市西丸 之内36-25	ハピネライフ ー光鳥取支社	〃	〃	平成29年9 月1日
株式会社ハピ ネライフケア	米子市錦町三丁 目77	ハピネライフ ケア米子営業 所	米子市両三柳4489 -1	〃	平成19年12 月25日
〃	〃	ハピネライフ ケア米子支社	〃	〃	平成21年4 月1日
〃	米子市目久美町 34-12	〃	〃	〃	平成27年1 月22日
株式会社ハピ ネライフー光	三重県津市西丸 之内36-25	ハピネライフ ー光米子支社	〃	〃	平成29年9 月1日

〃	〃	ハッピーセ ンター米子夜 間対応型訪問 介護	米子市皆生温泉 三丁目15-50	夜間対応型訪問 介護	〃
株式会社ハピ ネライフケア	米子市錦町三 丁目77	グループホー ムはあとピア	米子市久米町200	認知症対応型共 同生活介護	平成19年12 月25日
〃	米子市目久美町 34-12	〃	〃	〃	平成27年1 月22日
株式会社ハピ ネライフー光	三重県津市西丸 之内36-25	〃	〃	〃	平成29年9 月1日
株式会社ハピ ネライフケア	米子市錦町三 丁目77	グループホー ム高砂	米子市彦名町2078	〃	平成19年12 月25日
〃	米子市目久美町 34-12	〃	〃	〃	平成27年1 月22日
株式会社ハピ ネライフー光	三重県津市西丸 之内36-25	〃	〃	〃	平成29年9 月1日
〃	〃	ハピネのやわ らぎ中ノ郷	鳥取市江津1196	小規模多機能型居 宅介護	〃
株式会社ハピ ネライフケア	米子市錦町三 丁目77	小規模多機能 ホームはあと ピア	米子市久米町200	〃	平成19年12 月25日
〃	米子市目久美町 34-12	〃	〃	〃	平成27年1 月22日
株式会社ハピ ネライフー光	三重県津市西丸 之内36-25	〃	〃	〃	平成29年9 月1日

## 2 介護予防事業者

名称	主たる事務所の 所在地	介護予防事業 所の名称	介護予防事業所の 所在地	介護予防事業の種 類	変更年月日
株式会社ハピ ネライフケア	米子市錦町三 丁目77	ハピネヘルパ ーステーショ ン	米子市米原七丁 目2-21	介護予防訪問介護	平成19年12 月25日
〃	〃	〃	米子市米原七丁 目2-18	〃	平成24年3 月23日
〃	米子市目久美町 34-12	〃	〃	〃	平成27年1 月22日
株式会社ハピ ネライフー光	三重県津市西丸 之内36-25	〃	〃	〃	平成29年9 月1日
〃	〃	ヘルパーステ ーション・ハッ ピー米子	米子市皆生温泉 三丁目15-50	〃	〃
株式会社ハピ ネライフケア	米子市錦町三 丁目77	ハピネ訪問入 浴センター	米子市彦名町2078	介護予防訪問入浴 介護	平成19年12 月25日
〃	米子市目久美町 34-12	〃	〃	〃	平成27年1 月22日

株式会社ハピ ネライフー光	三重県津市西丸 之内36-25	〃	〃	〃	平成29年9 月1日
株式会社ハピ ネライフケア	米子市錦町三丁 目77	ハピネデイス ービスセンタ ー	米子市久米町200	介護予防通所介護	平成19年12 月25日
〃	米子市目久美町 34-12	〃	〃	〃	平成27年1 月22日
株式会社ハピ ネライフー光	三重県津市西丸 之内36-25	〃	〃	〃	平成29年9 月1日
株式会社ハピ ネライフケア	米子市錦町三丁 目77	デイサービス センター高砂	米子市彦名町2078	〃	平成19年12 月25日
〃	〃	ハピネデイス ービスセンタ ー両三柳	米子市両三柳2066 -1	〃	平成24年4 月1日
〃	米子市目久美町 34-12	〃	〃	〃	平成27年1 月22日
株式会社ハピ ネライフー光	三重県津市西丸 之内36-25	〃	〃	〃	平成29年9 月1日
株式会社ハピ ネライフケア	米子市錦町三丁 目77	ハピネデイス ービスセンタ ー皆生	米子市皆生新田二 丁目1-9	〃	平成19年12 月25日
〃	〃	ハピネデイス ービスセンタ ーはくほう	米子市皆生温泉三 丁目15-50	〃	平成25年11 月1日
〃	米子市目久美町 34-12	〃	〃	〃	平成27年1 月22日
株式会社ハピ ネライフー光	三重県津市西丸 之内36-25	〃	〃	〃	平成29年9 月1日
株式会社ハピ ネライフケア	米子市目久美町 34-12	ハピネリハビ リテーション 颯	米子市米原七丁目 2-18	〃	平成27年1 月22日
株式会社ハピ ネライフー光	三重県津市西丸 之内36-25	〃	〃	〃	平成29年9 月1日
株式会社ハピ ネライフケア	米子市錦町三丁 目77	ケアホームは あとピア	米子市久米町200	介護予防短期入所 生活介護	平成19年12 月25日
〃	米子市目久美町 34-12	〃	〃	〃	平成27年1 月22日
株式会社ハピ ネライフー光	三重県津市西丸 之内36-25	〃	〃	〃	平成29年9 月1日
株式会社ハピ ネライフケア	米子市錦町三丁 目77	ハピネライフ ケア鳥取営業 所	鳥取市浜坂315- 2	介護予防福祉用具 貸与	平成19年12 月25日
〃	〃	ハピネライフ ケア鳥取支社	〃	〃	平成21年4 月1日

〃	米子市目久美町 34-12	〃	〃	〃	平成27年1 月22日
株式会社ハピ ネライフー光	三重県津市西丸 之内36-25	ハピネライフ ー光鳥取支社	〃	〃	平成29年9 月1日
株式会社ハピ ネライフケア	米子市錦町三丁 目77	ハピネライフ ケア米子営業 所	米子市両三柳4489 -1	〃	平成19年12 月25日
〃	〃	ハピネライフ ケア米子支社	〃	〃	平成21年4 月1日
〃	米子市目久美町 34-12	〃	〃	〃	平成27年1 月22日
株式会社ハピ ネライフー光	三重県津市西丸 之内36-25	ハピネライフ ー光米子支社	〃	〃	平成29年9 月1日
株式会社ハピ ネライフケア	米子市錦町三丁 目77	グループホームはあとピア	米子市久米町200	介護予防認知症対 応型共同生活介護	平成19年12 月25日
〃	米子市目久美町 34-12	〃	〃	〃	平成27年1 月22日
株式会社ハピ ネライフー光	三重県津市西丸 之内36-25	〃	〃	〃	平成29年9 月1日
株式会社ハピ ネライフケア	米子市錦町三丁 目77	グループホーム高砂	米子市彦名町2078	〃	平成19年12 月25日
〃	米子市目久美町 34-12	〃	〃	〃	平成27年1 月22日
株式会社ハピ ネライフー光	三重県津市西丸 之内36-25	〃	〃	〃	平成29年9 月1日
〃	〃	ハピネのやわ らぎ中ノ郷	鳥取市江津1196	介護予防小規模多 機能型居宅介護	〃
株式会社ハピ ネライフケア	米子市錦町三丁 目77	小規模多機能 ホームはあと ピア	米子市久米町200	〃	平成19年12 月25日
〃	米子市目久美町 34-12	〃	〃	〃	平成27年1 月22日
株式会社ハピ ネライフー光	三重県津市西丸 之内36-25	〃	〃	〃	平成29年9 月1日

## 3 居宅介護支援事業者

名称	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業所の名称	居宅介護支援事業所の所在地	変更年月日
株式会社ハピネラ イフケア	米子市錦町三丁目77	ハピネ在宅介護支援 センター	米子市米原七丁目2 -18	平成19年12月25日
〃	米子市目久美町34- 12	〃	〃	平成27年1月22日
株式会社ハピネラ イフー光	三重県津市西丸之内 36-25	〃	〃	平成29年9月1日
〃	〃	ケアプランセンタ	米子市皆生温泉三丁	〃

		ー・ハッピー米子	目15-50	
--	--	----------	--------	--

## 4 特定福祉用具販売事業者

名称	主たる事務所の所在地	特定福祉用具販売事業所の名称	特定福祉用具販売事業所の所在地	変更年月日
株式会社ハピネライフケア	米子市錦町三丁目77	ハピネライフケア鳥取営業所	鳥取市浜坂315-2	平成19年12月25日
〃	〃	ハピネライフケア鳥取支社	〃	平成21年4月1日
〃	米子市目久美町34-12	〃	〃	平成27年1月22日
株式会社ハピネライフー光	三重県津市西丸之内36-25	ハピネライフー光鳥取支社	〃	平成29年9月1日
株式会社ハピネライフケア	米子市錦町三丁目77	ハピネライフケア米子営業所	米子市両三柳4489-1	平成19年12月25日
〃	〃	ハピネライフケア米子支社	〃	平成21年4月1日
〃	米子市目久美町34-12	〃	〃	平成27年1月22日
株式会社ハピネライフー光	三重県津市西丸之内36-25	ハピネライフー光米子支社	〃	平成29年9月1日

## 5 特定介護予防福祉用具販売事業者

名称	主たる事務所の所在地	特定介護予防福祉用具販売事業所の名称	特定介護予防福祉用具販売事業所の所在地	変更年月日
株式会社ハピネライフケア	米子市錦町三丁目77	ハピネライフケア鳥取営業所	鳥取市浜坂315-2	平成19年12月25日
〃	〃	ハピネライフケア鳥取支社	〃	平成21年4月1日
〃	米子市目久美町34-12	〃	〃	平成27年1月22日
株式会社ハピネライフー光	三重県津市西丸之内36-25	ハピネライフー光鳥取支社	〃	平成29年9月1日
株式会社ハピネライフケア	米子市錦町三丁目77	ハピネライフケア米子営業所	米子市両三柳4489-1	平成19年12月25日
〃	〃	ハピネライフケア米子支社	〃	平成21年4月1日
〃	米子市目久美町34-12	〃	〃	平成27年1月22日
株式会社ハピネライフー光	三重県津市西丸之内36-25	ハピネライフー光米子支社	〃	平成29年9月1日

## 6 介護予防・日常生活支援事業者

名称	主たる事務所の所在地	介護予防・日常生活支援事業所の名称	介護予防・日常生活支援事業所の所在地	変更年月日
株式会社ハピネラ	三重県津市西丸之内	ヘルパーステーショ	米子市皆生温泉三丁	平成29年9月1日

イフー光	36-25	ン・ハッピー米子	目15-50	
〃	〃	ハピネデイサービス センター両三柳	米子市両三柳2066-1	〃

**鳥取県告示第35号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、県道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成29年1月23日から2週間鳥取県県土整備部道路企画課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

平成30年1月23日

鳥取県知事 平 井 伸 治

路線名	区 間	変 更 前後別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
若葉台東町 線	鳥取市杉崎字下赤石555-9地先から同市桜谷字大路 前264-1地先まで	変更前	11.0~22.7	450.0
		変更後	12.6~25.4	450.0

**鳥取県告示第36号**

鳥取県附属機関条例（平成25年鳥取県条例第53号）第2条第3項の規定に基づき、次のとおり附属機関を設置するので、同条第4項の規定により告示する。

平成30年1月23日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名称	調査審議する事項	設置期間	庶務担当機関
鳥取空港公共施設等運営権 者候補者審査委員会	(1) 鳥取県営鳥取空港の設置及び管理 に関する条例（昭和42年鳥取県条例第 24号）第21条第2項の規定による審査 に関する事項  (2) 前項に掲げるもののほか、運営権 者候補者の選定及び審査に必要とする 事項	平成30年1月23日か ら同年2月28日まで	空港港湾課

**鳥取県告示第37号**

次のとおり鳥取県収入証紙の小売りさばき人の指定を廃止したので、告示する。

平成30年1月23日

鳥取県知事 平 井 伸 治

廃止年月日	住 所	名 称
平成30年1月21日	東伯郡湯梨浜町大字泊530-1	株式会社山陰合同銀行 泊出張所

**鳥取県告示第38号**

鳥取県収入証紙規則（昭和39年鳥取県規則第17号）第12条第3項の規定に基づき、収入証紙の小売りさばき人から次の事項を変更した旨の届出があったので、告示する。

平成30年1月23日

鳥取県知事 平 井 伸 治

指定番号	名称	変更事項	変更前	変更後	変更年月日
64	山陰合同銀行若桜 支店	名称	山陰合同銀行若桜 支店	山陰合同銀行若桜 出張所	平成30年1月22 日



## 教育委員会告示

### 鳥取県教育委員会告示第1号

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

平成30年1月23日

鳥取県教育委員会委員長 中 島 諒 人

- 1 日時 平成30年1月25日（木）午前10時
- 2 場所 鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁教育委員会教育委員室
- 3 議題
  - (1) 鳥取県文化財保護審議会への諮問について
  - (2) その他

## 公 告

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）第56条第7項の規定に基づき、平成29年11月に収去した飼料の試験の結果の概要を次のとおり公表する。

平成30年1月23日

鳥取県知事 平 井 伸 治

製造事業場の所在地及び名称	収去場所	飼料の名称	製造年月	試験項目		違反の有無及び違反の内容
				かび毒	デオキシニパレノール及びゼアラレノン	
日野郡日南町 日南TMRセンター	日野郡日南町神戸上 3337-3 三森 一夫	日南ミックス	平成29年 11月	かび毒	デオキシニパレノール及びゼアラレノン	無
鳥取市 有限会社ティーエムアール鳥取	鳥取市上原897-1 有限会社ティーエムアール鳥取	タイプT1	〃	〃	〃	〃
東伯郡琴浦町 川東飼料組合	東伯郡琴浦町金屋大 高谷22-83 川東飼料組合	TMR	〃	〃	〃	〃

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第5条の5第1項の規定により猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習（以下「技能講習」という。）を次のとおり開催する。

平成30年1月23日

鳥取県公安委員会委員長 松 本 典 子

- 1 受講対象者  
鳥取県内に住所を有する者のうち現に法第4条第1項第1号の規定による許可を受けて猟銃を所持しているもの
- 2 開催の日時、場所等  
散弾銃以外の猟銃を使用して行う技能講習  
大口径ライフル銃又はライフル銃以外の猟銃を使用するもの

日 時	場 所	射撃の実施方法	使用実包	受講定員
平成30年2月20日 午前10時から午後	岡山市北区御津伊田2291 御津ライフル射撃場	大口径ライフル銃等 射撃	大口径ライフル銃等に適合	6人

4時まで			する実包	
平成30年2月27日 午前10時から午後 4時まで	〃	〃	〃	〃

## 3 講習課目

## (1) 猟銃の操作

- ア 猟銃の保持その他猟銃の基本的な取扱い
- イ 猟銃の点検
- ウ 実包の装てん及び抜出しその他実包の取扱い
- エ 射撃の姿勢及び動作

## (2) 猟銃の射撃

固定されている標的に対する射撃

## 4 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の10日前までに住所地を管轄する警察署長を經由して公安委員会に提出すること。

## 5 講習受講手数料及びその納付方法

## (1) 講習受講手数料 12,300円

## (2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砲刀剣類関係手数料納付書に貼り付けて納付すること。  
この場合、消印しないこと。

## 6 携行品

- (1) 技能講習に対応した銃砲及び実包
- (2) 猟銃・空気銃所持許可証
- (3) 技能講習通知書

## 7 その他

詳細については、鳥取県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話0857-23-0110）又は住所地を管轄する警察署に問い合わせること。